認定こども園自己点検・自己評価リスト

― 運営・会計・労務 ―

平成30年２月
平成30年４月改訂
平成31年４月改訂
令和 ２ 年8月改訂
令和 ３ 年6月改訂
令和 ４ 年４月改訂
令和５年 4月改訂
令和６年 4月改訂
令和７年 4月改訂
令和８年 4月改訂

法　　人　　名	社会福祉法人青垣福祉会
園　　名	認定こども園あおがき
点検（確定）日	令和　８年　５月　２８日

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育・保育の記録等	25	日誌や園児出席簿を適正に整備するとともに、個人情報を適切に取り扱っていますか。 **法令等** ③法施行規則第26条 ⑥特定運営基準第12条 ㉑学校教育施行規則第28条	竹安里美	A	A	
	26	小学校教育への円滑な接続に向けた取組を行っていますか。 **着眼点** ・小学校の児童との交流機会の設定 ・小学校教師との意見交換　等 **法令等** ⑤認こ運営基準第5の6 ⑥特定運営基準第11条	竹安里美	A	A	
虐待防止	27	虐待等の状況が見受けられないか、日々園児や保護者の様子に留意し、早期発見に努め、不適切な養育の兆候が見られる場合は、市町やこども家庭センター等と連携していますか。 **法令等** ①法第27条の2～第27条の4 ⑤認こ運営基準第8の4 ㉕児童虐待の防止等に関する法律第5、6条 ㊾保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	竹安里美	A	A	
健康・衛生管理	28	学校医による健康診断及び学校歯科医による歯科検診を認定こども園の類型に応じた方法で実施していますか。 **法令等** ㊾保育所等における低年齢児の健康診断に関する取り組み事例集 〔幼保連携型〕 ①法第27条 ②法施行令第5条 ③法施行規則第27条 〔幼保連携型・幼稚園型〕 ㉒学校保健安全法第13条 ㉓学校保健安全法施行規則第5条 〔保育所型〕 ⑦最低基準第12条 〔特定認可外保育施設型〕 ⑰県規則第8条	竹安里美	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
健康・衛生管理	29	各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 **着眼点** ・感染症及び食中毒 ・事故防止 ・危機管理 ・速やかな事故報告　等 **法令等** ㉘保育所における感染症対策ガイドライン ㉙児童福祉施設における感染症対策マニュアル ㉚保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	竹安里美	A	A	
事故防止・安全対策	30	与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらう等適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じていますか。 **法令等** ⑫幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説　第3章第2節3(5) ⑬保育所保育指針解説　第3章1(3)⑤	竹安里美	A	A	
	31	SIDS（乳幼児突然死症候群）等の防止対策をしていますか。 **着眼点** ・定期的な睡眠時の状態の観察 ・心肺蘇生法等の研修　等 **法令等** ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	竹安里美	A	A	
	32	避難訓練は、火災や非常災害の発生に備え、かつ地域の実情に合わせて、月1回以上実施していますか。 **着眼点** 非常災害：地震、津波、土砂崩れ、水害への対策等 **法令等** ⑦最低基準第6条 ⑯県条例第3条 ⑱基準条例第7条第7項	竹安里美	A	A	
	33	事故が発生した場合の対応を把握していますか。 **着眼点** ・対応指針等の整備	竹安里美	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
事故防止・安全対策	33	・事故防止委員会の設置、定期的な研修 ・事故発生時の連絡体制の確認 ・事故の状況や対応等の記録 ・賠償責任保険等への加入 ・治療に要する期間が30日以上の場合は、市町あてに事故報告書の提出が必要です。 **法令等** ⑥特定運営基準第32条 ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン				
	34	**認定こども園を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定し、それについての研修や周知をしていますか。** **着眼点** ・安全計画の内容について職員や保護者へ周知すること。 ・研修や訓練を定期的に実施すること。 ・安全計画の内容は定期的に見直しを行い必要に応じて変更を行うこと。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の6，7 ⑦最低基準第6条の3 ㉜保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項	竹安里美	A	A	
	35	**防火管理者を選任し、消防計画を作成して消防署に届け、また、防災用整備等は定期的に点検し、年1回、消防署に報告していますか。** **着眼点** ・廊下や非常口の前等に、非常時の避難、消火活動、防火設備の妨げとなる物品等を放置していないことなど、施設の管理を行うことが必要です。 **法令等** ㉔消防法第8条第1項・第2項 ㉔消防法第8条の2第4項	竹安里美	A	A	
	36	**認定こども園は通園・園外活動等を目的とした自動車（園バス）等を運行するときは、車内に子どもの見落としを防止する装置（ブザー等）を備えそれを用いて所在の確認をしていますか。**				

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
事故防止・安全対策	36	**着眼点** ・子どもの乗降車の際には点呼等により子どもの所在を確実に確認する必要があります。 ・ブザー等の安全装置の設置が義務づけられています。 **参考事項** ・幼保連携型認定こども園についてはブザー等の見落とし防止装置の設置及びこれを用いることに困難な事情がある時は令和6年3月31日まで間、1年間の経過措置を設ける。ただしそれに変わる措置を講じて児童の所在の確認をおこなわなければならない。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の6，7 ⑦最低基準第6条の4 ㉖送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン	竹安里美	A	A	
保護者との連携	37	**園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。** **着眼点** ・送迎時の対応 ・連絡帳 ・園だより ・参観や懇談会 ・掲示板　等 **法令等** ⑧幼保教育・保育要領第4章第1、第2 ⑨幼稚園教育要領第1章第6 ⑩保育所保育指針第4章の2	竹安里美	A	A	
教育・保育時間	38	**1日の教育課程に係る教育時間は4時間以上を標準とし、且つ、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則としていますか。** **着眼点** 〔幼保連携型・保育所型〕 ・1日の開園時間は11時間が原則 ・毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。	竹安里美	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育・保育時間	38	**法令等** ④幼保運営基準第9条 ⑧幼保教育・保育要領 ⑨幼稚園教育要領				
地域との連携	39	**地域のニーズに応じて子育て支援事業を週3回以上開設する等していますか。** **法令等** ⑤認こ運営基準第7の2	竹安里美	A	A	
苦情解決体制	40	**苦情解決窓口を設置し、保護者へ周知していますか。苦情解決の記録は書面によって整備していますか。** **法令等** ⑥特定運営基準第30条	竹安里美	A	A	
苦情解決体制	41	**苦情解決体制において、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、第三者委員が選任されていますか。** **着眼点** ・幼保連携型及び保育所型のみが対象となります。 ・苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長等を苦情解決責任者に指定するなど、体制整備が必要です。 **法令等** ㉝苦情解決仕組み指針通知	足立晶子	A	A	
食事提供	42	**在園児数に相当する給食数を提供していますか。** **着眼点** ・2・3号認定の園児への給食提供は必須です。 **法令等** ㉞健康増進法 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ㊺事業者向けFAQ【第7版】Q10：給食の実施	竹安里美	A	A	
食事提供	43	**給与栄養目標量（食事摂取基準）を適正に設定していますか。** **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ⑧幼保教育・保育要領	竹安里美	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	44	予定献立表を作成し、必要な項目（献立名、食品名、可食量等）が記入されていますか。 また、保護者へは事前に献立表を配布していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	竹安里美	A	A	
	45	一定期間の実施給与栄養量の分布が給与栄養目標量を大きく下回ったり、上回ったりしていませんか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条第2・3項 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号	竹安里美	A	A	
	46	アレルギー対応の必要な園児や障害児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	竹安里美	A	A	
	47	乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する具体的な計画」並びに指導計画に位置づけていますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	竹安里美	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	48	**給食の提供前に園長、主幹保育教諭等による検食が行われ、結果を記録し、栄養管理に反映していますか。** **法令等** ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号	竹安里美	A	A	
	49	**衛生自主管理点検を個別に実施し記録していますか。** ・調理従事者の個人衛生点検 ・調理設備等の衛生点検 ・調理従事者及び調乳担当保育教諭の月1回以上の検便 **法令等** ㉟健康増進法施行規則 ㊱食品衛生法 ㊸大量調理施設衛生管理マニュアル	竹安里美	A	A	
	50	**業務委託の場合、委託契約書を取り交わし、適切な委託内容となっていますか。** **法令等** ⑦最低基準第11条、32条の2 ㊲厚生労働省令第132号 ㊵児発第86号 **委託内容のポイント** ・施設に、受託業者の責任者が配置され、必要な人員（資格保有者含む）が確保されていること。 ・調理従事者に対して定期的に衛生面・技術面の研修を実施すること。 ・適正な食材量を使用し、所要の栄養量が確保されるよう調理方法を工夫すること。		D	D	